

「千葉市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に対する意見の概要と市の考え方

番号	記載頁	意見の概要	市の考え方	条例(案)骨子の修正
1	3	支援の方向性に「支援は迅速かつ公平に、また被害者等が利用しやすいものであること」「途切れることなく、寄り添った支援を行うこと」「市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し協力すること」とあるが、これが実現するような施策を期待したい。	ご意見を参考に、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう、施策を検討してまいります。	-
2	5	支援団体としては県のCVSがあるが、千葉市で設立が見込まれる際には、公共性や個人情報を扱うなど、公務員に準ずる仕事になるので、人材の専門性や資質などしっかりみとどけていくこと。	市内において、新たに支援団体が設立されることは現時点において想定しておりませんが、関係する機関等との連携においては、個人情報保護その他法令に照らして、適切に対応してまいります。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	-
3	5	民間支援団体とは千葉県公安委員会の指定する民間の団体、すなわち早期援助団体を指すものと考えられますが、その場合、千葉犯罪被害者支援センターのみが対象となってしまいます。しかし、千葉市所在の被害者支援団体としては、千葉性暴力被害支援センター（通称「ちさと」）もあります。同団体には、千葉市も設立当初から援助を行っており、今後の犯罪被害者の支援を協力して行っていくためには、同団体も民間支援団体の定義規定に含めることが必須と考えます。	ご指摘のとおり、「民間支援団体」の定義に該当するものが、犯罪被害者等早期援助団体に限定され、定義する規定を設ける必要性が高くないと考えるため、定義から「民間支援団体」を削除します。 千葉性暴力被害支援センターちさと（以下「ちさと」）は、「関係機関等」の定義に含まれます。市は、犯罪被害者等への支援にあたり、「関係機関等」と相互に連携・協力して推進してまいります。	あり
4	6	関係機関等については「犯罪被害者等の支援を行う公共的団体」とありますが、ここに千葉県弁護士会も含まれると考えてよろしいでしょうか。	千葉県弁護士会は、「犯罪被害者等の支援を行う公共的団体」に含まれると考えております。	-
5	7	保護者が被害にあい、未成年の子どもが残される場合などを含め、保健福祉局や、教育委員会等との連携が必要になるとケースもあると思われるので、庁内の横断的な体制の構築が必要。	本市では、平成29年度から、庁内関係部局が共通の認識を持ち、情報の共有化、相互の連携の強化及び施策の推進を目的とした、「千葉市犯罪被害者等支援庁内連絡会」を設置しており、引き続き同連絡会を通じて庁内の連携を図ってまいります。	-
6	8	窓口でのワンストップ化について 家事等の必要な支援を行うとのことですが、そのメニューは使いやすいたことが必要です。総合的な相談窓口を設置するとのことですが、この窓口で相談に行くだけで、原則として家事支援等（もちろんそれだけにはとどまりませんが）や見舞金、転居費用などの必要な支援につながるような体制の充実がなされることが必要と考えます。	本市においても、ワンストップで対応することを想定しており、必要な支援につながるような体制の充実に向けてまいります。	-
7	8	とくに身近な千葉市においてワンストップで対応できる相談体制を求めたい。二次被害を防ぐためにも個人情報の保護についての規定は必要。	本市においても、ワンストップで対応することを想定しております。 また、個人情報の保護については、令和5年4月に改正された「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けると考えております。	-
8	8	市長が必要と認める者に対し、見舞金の支給を行うものとしているが、犯罪被害者の見舞金の額が、自治体によって違ってくる可能性がある。全国一律で見舞金が支給されるべきと考えるが、国に対して、この点は働きかけをしていただきたい。	必要な取組みについて、機会をとらえて国に要望してまいります。	-
9	8	慰しゃと言う表現を使っていますが、感謝とは異なるのですか？ 次に見舞金を支給する条件、また金額の上限等を明記していただきたいと思えます。	「慰藉（しゃ）」と表記するところを「藉」は常用漢字ではないため、「慰しゃ」としています。「謝（あやまる）」よりも「藉（いたわる）」の方が市の考えにより近いと考えております。 また、見舞金の支給要件、金額等については、別に定める規程等で定めることを検討しております。	-
10	8	条例案骨子を見ると、令和5年4月1日に施行した相模原市犯罪被害者等支援条例に酷似しているように思われる。当該条例と比較すると、「見舞金の支給」について条例案骨子で触れているが、この点を千葉市条例の条文として規定するのだろうか？ 犯罪被害者に対する見舞金は条例が根拠となり、処分性を伴い、不支給の場合には、審査請求の対象となるという理解になるのだろうか。他自治体の制度を見ると、見舞金については、要綱で規定している所も多い。千葉市としては、見舞金の根拠をどこに求めていくのか。	条例(案)の骨子の作成にあたっては、多くの先行自治体の事例を参考にさせていただいております。 また、見舞金の支給に関する条文を条例に規定する予定ですが、個々の事案における見舞金の支給の根拠は、条例とは別に定める規程等に求めることを検討しており、見舞金の支給に処分性はないものと考えております。	-
11	8	千葉市として、独立して見舞金の支給自体について強く賛成します。その上で、できるだけ円滑かつ早期に支給されるような制度構築がなされるように、運用の工夫を是非お願いいたします。	円滑かつ早期に見舞金が支給されるよう、相談体制の充実や関係機関等との連携を図ってまいります。	-

12	8	支給対象者は犯罪被害者等で「市長が認める必要な者」との要件が課せられています。犯罪被害者等に見舞金を支給する場合に、このような実質的な判断を要する要件を課すことは他の被害者支援条例にも見られることであり、例えば暴力団の抗争事件では不支給が相当な場合も考えられます。しかし、不支給の場合は限定的に定められるべきであり、可能な限り見舞金の支給対象者の範囲を広くすべきであると考えます。このように定めることで、見舞金を迅速に支給することもできます。犯罪被害者等給付金と異なる、まさに市民に寄り添う基礎自治体ならではの対応であり、早期の最も必要とされている時期に支給されるという意味で効果的な被害者支援に直結することにもなると考えます。また、不支給の場合に想定され得る親族間の犯罪については、生活の困窮に直結することも多く、また、親族間の犯罪は身内のこととして支給しないとするような価値観は現代に沿うものではありません。なお、見舞金の金額であれば加害者が利得するという場合も考え難いです（高額になると手許に残りいずれ加害者に還流するということも考えられなくはないですが）。よって、原則支給されるべきです。	いただいたご意見は、見舞金の支給対象となる「市長が必要と認める者」の具体的な要件を検討する際に参考にさせていただきます。	-
13	8	見舞金支給の対象犯罪については、一定の被害が生じた場合に支給されることが考えられるところです。ただ、潜在化しやすく、変わってきたとはいえ周囲からの支援を得ることが困難で、被害の内容も精神的な部分に及ぶことが多いことから、被害の程度としても別途捉える必要がある性犯罪については、別の要件を定めた上で見舞金の支給対象にすべきと考えます。また、性犯罪に特化した見舞金を支給することで、千葉県条例や県内の他の市町村と異なった独自性をもった条例になることも期待できます。	見舞金の支給の対象となる犯罪については、性犯罪を含める方向で検討しております。	-
14	8	県条例にない日常生活支援については、柔軟な対応と迅速で実質的な支援体制が必要だと思う。	柔軟な対応と迅速で実質的な支援体制のもとで、犯罪被害者等に対する日常生活支援が行われるよう、相談体制の充実や関係機関等との連携を図ってまいります。	-
15	8	被害の拡大を防ぎ、安心できる生活を築くために必要な費用として、転居費用の支給がなされることに賛成します。実費の支給であり、円滑かつ速やかな支給がなされる必要があります。また、実際に転居に支障がないだけの費用として、少なくとも上限を20万円とする支給は必要と考えます。	いただいたご意見は、転居費用の助成に関する具体的な内容を検討する際に参考にさせていただきます。	-
16	9	素晴らしい条例と制度ができたとしても、その存在が知られなければ意味がありません。ぜひ、被害者支援条例の広報・啓発活動を継続して行われるようお願いいたします。	本市の条例、支援施策が伝わるよう、広報・啓発活動を進めてまいります。	-
17	9	地域の民生委員や学校、事業者等個人がかかわる場に対して、理解をしてもらえるような情報発信も大事だと思う。	市民の皆様をより身近な立場で支援していただいている民生委員の皆様をはじめ、様々なお立場の方々に犯罪被害者等支援について理解を深めていただけるよう、広報・啓発を進めてまいります。	-
18	9	民間支援団体への支援について 性暴力の被害者に医療面、心理面、経済面で寄り添い、回復を目指すことは社会的にも大変重要な活動であることから、民間支援団体「ちさと」へは必要な情報の提供に加えて、団体の人材育成やスタッフの処遇等についても持続可能な支援を希望する。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	-
19	10	条例施行後、実際の運用状況を適宜改善していくために、被害者や支援者の意見を反映させていくための場についても、定期的に設定されるよう求めます。	具体的な事案を通じて関わった被害者、支援者等を中心に協力をいただきながら、その意見を今後の施策に反映できるよう努めてまいります。	-
20	10	支援を行わないことができる場合について、特に親族間犯罪を支援の対象から外すことは相当ではないと考えます。	ご指摘の内容については、支援の取組みの対象者にかかる具体的な要件を検討する際に参考にさせていただきます。	-
21	-	市の取り組みに以下のことを追加してはどうだろうか？ その1 支援のメニューの中に、「被害者同士の交流の場を設けること、その際には被害者の相談にきちんとおのれるような専門家を配置すること」 その2 犯罪が千葉市内で起きた場合でも、市内に住所がない被害者の場合、必要な支援を受けられない可能性がある。少しでも早く、「近隣自治体でも同様の条例が制定されるよう、市が働きかけること」	ご意見を参考に、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう、施策を検討するとともに、犯罪被害者等支援の機運醸成に繋がるよう、取り組んでまいります。	-
22	-	この条例に追加することはできないが、犯罪の加害者の再犯防止を進めるための条例も早く作った方がよいと思う。被害者の救済だけでは、再犯を防止することができないので。	市では、令和5年1月に千葉市再犯防止推進計画を策定したところであり、現在はその計画に基づき再犯防止を推進しています。いただいたご意見は、庁内で共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	-
23	-	条例制定について評価する。	-	-
24	-	これまでこういう条例がなかったということに驚きを感じるが、政令市でも後発とはいえ、ようやく条例制定に向けて動き出したことは評価したい。	-	-
25	-	予期しない事件に巻き込まれた被害者については、きちんとした支援が必要なので条例制定は必要だと思うので、課題と方向性についてはおおむね了承できる。	-	-